

連 合 自 治 会 長 様
自 治 会 長 様
管理組合理事長 様

豊中市市民協働部地域連携課
課長 本田 光直

令和 8 年度コミュニティ助成事業の募集について（お知らせ）

日頃から本市行政の推進にご理解、ご協力をいただきまして、お礼申し上げます。

さてこの度、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が実施予定の令和 8 年度コミュニティ助成事業（令和 7 年度に募集・申請、令和 8 年度に助成適用）の事前相談受付を行います。実施内容詳細につきましては、8 月末頃には市ホームページでお知らせできる予定です。申請期間が短いため、応募を検討される場合は、地域連携課まで事前にご相談ください。募集予定内容は下記のとおりです。

記

1. 募集事業

（1）一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることをめざすもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

（2）コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

主に新築を対象とします（認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要）。大規模修繕については建物の主要構造部について行う大規模な修繕とし、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独の認可地縁団体（所有権保存登記済）となっているものに限りします。

（3）青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

2. 助成金

（1）一般コミュニティ助成事業

100 万円から 250 万円まで。

（2）コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の 5 分の 3 以内に相当する額。ただし、2,000 万円まで。

（3）青少年健全育成助成事業

30 万円から 100 万円まで。

3. 応募方法

後日、市ホームページに掲載する必要書類を募集期限までに地域連携課へご提出ください。

※留意事項

助成事業ごとに、豊中市から 1 団体のみの申請となるため、複数の応募があった場合は、別途選定を行います。また、助成の可否については自治総合センターが決定しますので、申請したとしても必ず採択されるとは限りません。

【お問い合わせ先】

豊中市 市民協働部 地域連携課

（担当：水野）

〒561-0802 豊中市曾根東町 3 丁目 7 番 3 号

電 話：06-6866-1102

メール：community@city.toyonaka.osaka.jp